

別紙

諮問第586号

答 申

1 審査会の結論

「事件に係る記録資料」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日に請求者が〇〇駅駅員（当時）の〇〇から暴力行為を受けた事件に係る全ての記録資料（監視カメラ・ビデオ等の映像資料等を含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都交通局長が平成29年3月21日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

「請求した保有個人情報（防犯ビデオの映像資料）を開示する」との決定を求める。

実施機関は、請求した保有個人情報が存在しないことを非開示の理由としているが、駅には監視カメラ・ビデオの設置は行われていたはずである。

そして、今回の開示請求の対象である平成〇年〇月〇日の事件は、警官が数名駆けつける事態となっており、社会常識的に見てこの事件の監視カメラ・ビデオ等の映像資料が保管されていないのは不自然である。本件の発端・経緯等を勘案すると、実施機関が非開示としたのは、本件保有個人情報が存在しないからでは

なく、本件保有個人情報が開示されると、実施機関の不祥事が明るみになり、その長の責任問題に発展することを恐れてのことと推察される。

よって、非開示の理由は建前的なものであり、本当の理由は身内の職員の犯罪行為の隠ぺいのためと考えられる。このような理由により非開示とすることは到底許されない。そのため、請求人は審査請求を申し立てることとした。

イ 意見書

実施機関の主張を検証したが、都の交通局全体が反社会的組織であることが端的に理解できる、社会的合理性のない厚顔無恥な主張である。

平成〇年〇月〇日の事件は、かなり大きなトラブルであった。本件が刑事事件に発展する可能性が高い極めて悪質な犯罪行為であることを勘案すると、本件の監視カメラ・ビデオ等の映像資料を保存期間が経過したからといって直ちに消去するのは、社会常識的に見て明らかに不合理な行為である。

本件開示請求の対象となっている記録は、犯罪がらみの事件に関する記録であり、その重要性が極めて高いものであるから、最低でも10年は保存すべきである。このような情報・資料に対して、文書保存期間に関する規定を形式的に適用することにより即時に記録を消去した実施機関の対応は、極めて不自然であるだけでなく、身内の犯罪行為をもみ消すことにつながる行為であることから、本件記録の即時の消去は厳しく検証されるべきである。

このような不祥事隠ぺい工作の目的で記録が残されなかった個人情報について、単に不存在を理由として非開示とすることが容認されるのであれば、処分庁は所属する職員が非違行為を行った場合に、その記録を残さないことで、容易に責任追及を免れることができる。よって、本件のような「本来存在すべき個人情報」については、不存在を理由として非開示とすることは認められるべきではない。

以上より、実施機関が主張する非開示の理由は建前的なものであり、本当は本件開示請求対象情報は存在していると考えられる。本件開示請求を非開示とすることは社会的正義の実現等の見地から到底許されないことは明らかであり、実施機関の主張は失当である。よって、審査請求人の請求を認容し、平成〇年〇月〇日の事件に係る全ての情報の開示を実現させるよう、改めて求めておく。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 対象保有個人情報の特定について

実施機関は、本件開示請求に対して、平成〇年〇月〇日（以下「当該日」という。）の〇〇駅（以下「当該駅」という。）構内における請求人に係る記録資料を検索したが、不存在であったため、非開示決定を行った。

(2) 非開示理由について

実施機関では、駅利用者の安全確保及び駅構内の秩序維持を図ることを目的に、駅構内に監視カメラを設置している。

監視カメラで録画された映像データ（以下「映像データ」という。）については、監視カメラの設置運用に関する基準（以下「運用基準」という。）に基づき、所定の期間保存しており、保存期間が満了したデータは、自動的に消去される。

映像データを監視カメラの設置目的に沿って利用する場合には、必要最低限の期間について保存期間を延長することができるが、当該日における当該駅の映像データに関しては、保存期間を延長した記録は存在しない。

また、駅で発生した事象については駅務日誌に記し、必要に応じて対応記録票を作成し、その内容を次の勤務者に引き継ぐ場合がある。請求人からの開示請求を受けた時点で検索をしたが、駅務日誌の保存期間は3年、対応記録票の保存期間は1年で既に廃棄されており、不存在であった。

また、当該文書について保存期間を延長した記録は存在しない。

したがって、当該日の映像データ及び駅務日誌若しくは対応記録票に、審査請求人に係る個人情報が入り込んで記録されていたとしても、運用基準等に基づき適切に消去及び廃棄されており、開示請求時点において、開示請求の対象となる個人情報は不存在であったため、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月10日	諮問
平成30年 5月25日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 5月28日	新規概要説明（第184回第二部会）
平成30年 6月15日	審査請求人から意見書收受
平成30年 6月18日	審議（第185回第二部会）
平成30年 7月24日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 7月24日	審議（第186回第二部会）
平成30年 8月23日	審査請求人から意見書收受
平成30年 9月28日	審議（第187回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 本件開示請求に係る決定について

本件開示請求の趣旨は、当該日に当該駅において、審査請求人と当該駅職員との間に生じたとされるトラブルを記録した、映像データ（以下「本件請求個人情報1」という。）及び映像データ以外の記録（以下「本件請求個人情報2」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、不存在を理由とする非開示決定を行った。

イ 駅構内における監視カメラについて

実施機関では、都営地下鉄の各駅において、駅設備の状態や駅利用者の流動等、駅構内の状況を継続的に把握することにより、駅利用者の安全確保及び駅構内の秩序維持を図ることを目的として、駅利用者の流動が多い箇所等に監視カメラを設置している。

監視カメラの設置に当たっては、交通局電車部において運用基準を定め、これにより厳正に運用している。

また、映像データについては、運用基準において、所定の期間保存する旨定める一方、映像データを利用する必要がある場合に限り、必要最低限の期間について延長して保存することができ、保存期間を経過したものについては、消去又は廃棄する旨定めている。

ウ 文書の保存期間について

文書の保存期間については、当時の東京都交通局文書管理規程（平成11年交通局規程第97号。以下「文書管理規程」という。）41条1項において、長期、10年、5年、3年、1年、1年未満の6種であると規定されており、部の長は、42条4項に基づき、局の共事事案を除き、その所管する部の事案に係る文書保存期間表（以下「文書保存期間表」という。）を作成しなければならない旨規定されている。

さらに、主務課長は、文書管理規程43条1項により、文書保存期間表に従い、その所管する課の公文書の保存期間を定め、その保存期間が満了する日までの間、当該公文書を保存しなければならないとされており、同条2項により、文書保存期間表により定める保存期間を超えて保存する必要があると認める公文書については、総務課長にあらかじめ協議し、その必要な期間当該公文書を保存することができるとされている。

また、主務課長は、文書管理規程46条1項により、公文書がその保存期間を満了したときは、当該公文書を廃棄しなければならないとされている。

エ 本件請求個人情報1及び2の不存在の妥当性について

（ア）本件請求個人情報1について

実施機関は、当該日における当該駅の映像データに関しては、保存期間を延長した旨の記録は存在せず、審査請求人が本件開示請求を行った時点においては、当該日の映像データの保存期間が満了しており、本件請求個人情報1が仮に記録されていたとしても、当該映像データは廃棄済みで不存在であると説明する。実施機関は、開示請求時点において本件請求個人情報1の探索を行ったが、現にその存在を確認できなかったとのことであった。

審査会が本件開示請求に係る開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を確認したところ、本件開示請求は、平成29年3月になされたものであること、本件開示請求において審査請求人が特定する当該日は、平成〇年に属する日付であること、したがって、本件請求個人情報1については、実施機関が説明するとおり、本件開示請求時点では運用基準において定められた保存期間が満了していることが確認された。

監視カメラの設置目的等を勘案すると、運用基準を超えて当該日における当該駅の映像データを保存する旨の記録が存在せず、かつ確認された運用基準どおりに事務が執行されているのであれば、所定の保存期間の満了に伴い、映像データが消去されたため、開示請求時点において本件請求個人情報1が存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 本件請求個人情報2について

実施機関は、本件請求個人情報2が記録され得る文書として、駅務日誌及び対応記録票を挙げた上で、次のとおり説明する。

駅務日誌は、各日における駅の責任者が勤務中における旅客取扱状況その他必要事項の引継ぎ及び報告を行うため、各駅ごとに作成する文書であり、対応記録票は、旅客に対する対応記録等について、駅に勤務する者が必要に応じて随時作成する文書である。いずれの文書も、文書管理規程により管理されており、保存期間については、駅務日誌は3年、対応記録票は1年とそれぞれ定められており、当該日の駅務日誌及び対応記録票については、文書管理規程に定めた保存期間を延長した旨の記録は存在しない。したがって、審査請求人が本件開示請求を行った時点においては、当該日の駅務日誌及び対応記録票の保存期間が満了しており、本件請求個人情報2が仮に記録されていたとしても、こ

これらの文書は既に廃棄済みで不存在である。実施機関は、開示請求時点において本件請求個人情報2の探索を行ったが、現にその存在を確認できなかったとのことであった。

審査会が見分したところ、実施機関における文書保存期間表では、職務日誌及び対応記録票の保存期間が職務日誌について3年、対応記録票について1年と定められていることが確認された。本件開示請求書を確認したところ、本件開示請求は、平成29年3月になされたものであり、本件開示請求において審査請求人が特定する当該日は、平成〇年に属する日付であることから、実施機関が説明するとおり、開示請求時点では文書管理規程に定められた保存期間が満了していると考えられ、開示請求時点において本件請求個人情報2が存在しないと認める実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

以上のことから、本件請求個人情報1及び2について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二